

平成29年 第6回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成29年 6月28日(水) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第26号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
第6 議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について
第7 議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
第8 議案第30号 高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただ今から平成29年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

本日の委員、13名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。本日は農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番 大福裕子委員・7番 森清一委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定については別記のとおり、本日6月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】

異議なしと認めます。よって会期は、本日6月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

諸報告、業務報告です。【6月】。

7日(水)平成29年度第3回高鍋町特別融資制度推進会議が行われております。会長、三笠補佐が出席しております。同じく7日(水)高鍋町農地利用最適化推進委員選定委員会が行われております。事務局から鳥井が出席しております。8日(木)12日(月)13日(火)14日(水)19日(月)平成29年第2回高鍋町議会定例会が行われております。会長、水町委員、事務局から鳥井が出席しております。21日(水)現地調査です。坂本幸委員、森委員、永友定己委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。本日28日(水)が平成29年第6回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席となっております。総会が終わりまして、平成29年度高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会総会が行われます。全委員、事務局から鳥井、三笠補佐が出席です。同じく本日です。結婚相談連絡協議会総会后に、平成29年度第1回高鍋町農業経営改善等対策会議が行われます。全委員、事務局から鳥井、三笠補佐が出席です。29日(木)明日です。一般社団法人宮崎県農業会議第2回通常総会が行われます。会長が出席予定です。

業務計画【7月】です。10日(月)11日(火)12日(水)に平成29年度転作等確認が行われます。9時30分からです。出席委員は右に書いてある通りでございます(10日 森委員・永友清太委員・宇治橋委員、11日 永友定己委員・坂本会長・木浦委員・坂本幸委員、12日 永友祥一委員・大西委員・大福委員)。12日(水)第16回常設審議委員会が行われます。会長が

出席予定です。19日（水）高鍋町農業委員会の委員の任期満了日となっております。21日（金）高鍋町農業委員会の委員の任命式が行われる予定です。農業委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席予定です。同じく21日（金）平成29年第1回高鍋町農業委員会臨時総会が行われる予定です。農業委員、事務局からは全職員出席予定です。同じく21日（金）が高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱式が行われる予定です。全委員、全職員出席予定です。同じく21日（金）が全員協議会です。全委員、全職員出席予定です。24日（月）が現地調査となります。宇治橋委員、永友清太委員、会長が出席予定です。事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。28日（金）が平成29年第7回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員が出席予定です。業務報告、業務計画につきましては以上です。

[事務局]

3ページをお開きください。「県進達経過報告」を申し上げます。

農地法5条申請。平成29年5月22日現地調査を行っております。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○ 転用目的は建売住宅で問題ありません。

4ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の解約」です。

1番 申請地 大字○○字○○ ○○番 畑 788 m² 使用借受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 使用貸渡人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○
解約届出日 平成29年6月23日 解約成立日 平成29年6月15日 土地引渡日 平成29年7月6日となっております。

つづきまして、5ページをお開きください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」です。

1番 権利者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 305 m² 取得日 平成9年5月29日 取得事由 相続 あっせんの希望はありません。

以上、報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[12番]

報告いたします。3月の総会であっせんの申出がありました、〇〇〇〇さん、の畑ですが、11,398 m²が、〇〇円で売渡が成立いたしました。買受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。これは農業振興公社の特例事業の活用を行っております。以上、報告いたします。

[議長]

その他、何か質問はございませんか。【質疑なし】
それでは、質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それではつづきまして日程第4 議案第26号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6ページをお開きください。議案第26号「農地移動適正化あっせん事業について」。

1番 平成29年6月1日 売渡の申出です。申出者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 816 m²。

つづきまして2番 平成29年6月1日 売渡の申出です。申出者 〇〇大字 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 707 m²。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】
それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出	1番	担当委員	15番	坂本 弘志	会長
		順番委員	13番	永友 清太	委員
	2番	担当委員	12番	宇治橋俊美	委員
		順番委員	5番	大福 裕子	委員

よろしくをお願いいたします。

次に日程第5 議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11ページをお開きください。議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 99 m² 外1筆 所有権移転となります。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は駐車場となっております。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明します。所有権の移転でありまして、申請地は大字〇〇字〇〇 〇〇と〇〇、2筆です。〇〇〇〇さんは親子関係で、今まで畑だと知らずに駐車場として使用しておりました。今回改めて申請されました。行ってみたところ砂利が敷かれており、東側は町道で雨水は道路側側溝へ流されていて確約書等も揃っております。何も問題はないかと思われまます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員の報告をお願いします。

[7番]

報告します。6月21日午前9時から事務局の鳥井局長、佐野主査、委員が永友定己委員、坂本幸委員、わたくしと3名で実施いたしました。場所が13ページを見ていただけるとわかりますが、〇〇地区になります。地目は畑となっておりますが、申請地の奥に借家が建っており、その借家の駐車場として現在使用されているような状況です。東側は町道に、それ以外の三方はブロック塀が設置されて砂利が敷き詰められております。汚水は発生しませんが、雨水は東側町道側溝へ流すということです。始末書が添付されております。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画法に規定する用途地域、第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。

転用目的は貸家住宅の駐車場であり、転用面積は118 m²となっております。転用理由は、譲渡人は申請地を貸家住宅の駐車場として譲受人に贈与したく今

回の申請に至っております。

申請地の北側・西側・南側は宅地、東側は町道となっております。土地境界にはブロック塀がすでに設置されており、土砂の流出を防いでおりますが、さらに近隣の工作物その他に被害を及ぼさないように留意するとのことでございます。汚水は発生せず、雨水は東側町道側溝へ放流することとなっております。

事業費は、すでに申請地は砂利敷きの駐車場として利用されており、及び贈与されるので費用は発生しないとのことです。

駐車場のため汚水は発生しない、雨水については東側町道側溝に放流するとの確約書が添付されております。

また、事前着手のため始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】 それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、2番です。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 531㎡ 所有権移転です。
譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地
〇〇〇〇 転用目的は宅地分譲となっております。担当の大福委員よりご説明
をお願いいたします。

[5番]

説明します。〇〇にあります〇〇〇〇さんの、現在は田となっておりますが、所有権移転について説明をいたします。17ページをお願いします。〇〇にあります〇〇と、その向かいにあります〇〇の間を〇〇に向かって100mくらい行ったところにあります。現在は雑種地となっておりますが、田として登録してあります。三方に住宅が建っておりまして、道路に面したところ以外は宅地となっております。〇〇〇〇さんが分譲住宅としてということですが、環境的にも地域的にも宅地としては問題ないものと思います。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんにはブロック代を含めて〇〇円の支払ということがございます。審議の程をよろしくをお願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

現地調査の報告をいたします。大福委員の説明通りです。都市計画法の区域でもありますし、東・南・西には家が建っております。そして北側は道路でした。一応問題ないということで審査して参りました。報告いたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画法に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。

転用目的は宅地分譲であり、転用面積は531㎡となっております。転用理由は、分譲宅地を3区画造成し、経営の拡大を図るために、今回の申請に至っております。

北側は道路、東・南・西側は住宅が建っております。被害防除につきましては、周囲は宅地化されているため、影響を及ぼす心配はないとのことです。

図面上、雨水は町道側溝へ放流、汚水は町下水道管へ接続することとなっております。なお、汚水については下水道へ接続、雨水については、全面道路に排出し、万が一問題が生じた際は、当方にて責任を持って対処するとの確約書が添付されております。

事業費は、土地代金〇〇円、ブロック設置費用〇〇円、合計〇〇円となっております。資金につきましては預金通帳の写しが添付されております。

なお、既に農地の様を呈しておりませんので、顛末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第6 議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

20ページをお開きください。議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取り消しについて」。平成29年第3回高鍋町農業委員会総会において決定した所有権移転となります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 11,255 m² 外12筆 所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いいたします。

[14番]

説明をいたします。事務局の説明どおり、第3回総会において承認をいただいた件ではありますが、その後に資金借り入れ手続きが遅れ、支払いが期日に間に合わずに取り消しとなったそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7 議案第29号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

21ページをお開きください。議案第29号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 460 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。この農地の所在は〇〇から北に20m程行った県道沿いの東側のところにあります、〇〇ですね、下り坂がありますが、その間に挟まれ

たところでは、このところ何も作付けはされずに、荒れた状態であったと思います。所有権の移転を受ける〇〇〇〇さんは〇〇歳で認定農業者であります。申請地の近くに居住されております。彼は町内各地で早期水稲、飼料稲、WCS稲を大規模に作付けしてございまして、本町の水田農業を支える若手農家です。作付け品目の関係から大型のトラックとかトラクター、コンバイン、田植機、ロールベアラーとか、いろいろな農業機械を多数所有しておりますので、その保管場所に困っていた経緯がございます。そこで、この居住地に近いところに置場を探していたところ、この土地が適当と判断して持ち主の〇〇〇〇さんに相談したところ、面積が約 460 m²の対価、総額〇〇円で話がまとまったものです。この土地に砂利を盛土し砂利の流出を注意するとのことで、三方が道路に挟まれており、北側が〇〇〇〇の敷地で隣接する農地がないので、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

説明します。21日に事務局鳥井さん、佐野さん、そして委員の坂本さん、森さん、わたしと5名で現地調査を行いました。申請地は説明のとおりで、当日は草が生えておりましたので注意しましたところ、次の日にきれいに刈ってありました。確認したところ雨水対策は排水なども西側にあり、問題はないかと思われま。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は農業振興地域内の農用地区域外の農地ではありますが、農地の広がり等から第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則として転用を許可することができないとされていますが、転用目的が農業用施設に該当する露天農機具置き場であるため転用許可の対象となります。転用目的は自己で保有するトラクターやロールベアラー等の露天農機具置き場であり、面積は460 m²となっております。

転用理由は自宅に農機具置き場がなく、また臨時的に借りた土地でも面積が不足するため、早急に農機具置き場を確保したいとの理由から今回の申出に至っております。

申請地には盛り土を行い造成し、雨水については基本的には自然浸透にて対処しますが、東側及び西側の排水路に流れるよう整地を実施することによって、町道等への土砂流出防止に努めるとの計画になっております。

事業費は盛り土及び造成は知り合いの業者から無償で行うとの確約を取っており、土地代のみの〇〇円です。資金については自己資金の残高証明書が添付されており、事業費的にも問題ないと思われまます。

また転用について協議が整い差し支えないとする、〇〇〇〇の意見書が添付されております。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、2番です。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,386 m² 外5筆 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの無償移転による贈与の案件です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの〇〇であります。この場所は〇〇の〇〇〇〇にあります。〇〇〇〇さんは新規就農で、現在この土地を〇〇〇〇さんから借りて、施設ハウスでキュウリを作っております。この度、この土地を〇〇〇〇さんから贈与されて、そのまま継続して施設栽培を続けるということです。〇〇〇〇さんは認定農業者でもあります。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、3番です。

[事務局]

22ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 788 m² 所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。場所は〇〇の方にあります。〇〇〇〇さんは相続によってここに土地があることを知られたそうです。お祖父さん、〇〇〇〇さんのお父さんかな、むかし小屋を作って、わたしの記憶上、山林状態であったのですが、45年くらい前に土地改良を〇〇はして、その時に畑は区画整理をされて、その時から〇〇〇〇さんが借りて作っておられます。〇〇〇〇くんのお父さんと、〇〇〇〇さんのお父さんとの貸し借りだったので、〇〇〇〇くんもお父さんが10年くらい前に亡くなったので、知らなかったそうです。この度、〇〇〇〇さんが相続によって、もうこちらには帰ってこないし、畑も山林も全て処分したいということで、この申請になりました。いま数名で、契約栽培でブロッコリーやキャベツを作っております。となり2枚、1枚の畑になってはおりますが、手前といたしますか2枚つづきの畑であります。〇〇〇〇さんが買わなければ進入路もありませんのでお願いしたところ、継続してこれからもブロッコリーやキャベツを作っていくということで相談が相整いました。総額が〇〇円です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、4番です。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,100 m² 外2筆 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。現地は〇〇から〇〇に行きます道路でありますが、〇〇の〇〇の西側200mくらいのところにあります。〇〇〇〇さんは先程報告いたしましたあっせんによって、これは整理した分ですが、〇〇〇〇さんは今まで30年程この場所で花の栽培をされておりました。しかし高齢で体もちょっと悪いということで、今回〇〇を閉じることになりました。〇〇〇〇が買い受けるということです。金額は総額〇〇円、反当〇〇円くらいになると思います。以上、説明を終わります。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、利用権設定1番です。

[事務局]

23ページをお開きください。利用権設定です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,100 m² 外2筆 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。これは先程のあっせんの土地です。現状はハウスとか農業倉庫とかいろいろあつての売買がありましたが、この〇〇〇〇さんは、現在自宅周辺のハウスでニラの栽培をされています。規模拡大ということで、この地を選んで、将来はニラの栽培をされるということです。当面40aのハウスがありますので、それと露地で、将来的にニラを栽培していくということです。以上、説明を終わります。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

つづきまして日程第8 議案第30号「高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を議題といたします。

第1号から第7号まで一括提案をいたします。
事務局、お願いします。

[事務局]

24ページをお開きください。議案第30号「高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」。

第1号から第7号、高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてまでを、一括して、提案理由を申し上げます。

まず、第1号、高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてでございますが、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定では、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」とあることから農業委員会総会に議案として提案するものです。

木浦由子氏を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めるものでございます。

次に、第2号、高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてでございますが、第1号と同様に、同委員に、永友定己氏を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めるものでございます。

次に、第3号、高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてでございますが、第1号・第2号と同様に、同委員に、永友祥一氏を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めるものでございます。

次に、第4号、高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてでございます。第1号から第3号と同様に、同委員に、山口裕三氏を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めるものでございます。

次に、第5号です。高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてでございます。第1号から第4号と同様に、同委員に、松井正一郎氏を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めるものでございます。

次に、第6号、高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてござ

います。第1号から第5号と同様に、同委員に、宮越美秋氏を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めるものでございます。

次に、第7号、高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認についてでございます。第1号から第6号と同様に、同委員に、橋口卓史氏を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求めるものでございます。

以上、7件につきまして、ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

それでは、略歴を申し上げます。

26ページをお開きください。【氏名】木浦由子、【生年月日】〇〇〇〇【現住所】〇〇大字〇〇 〇〇番地、【最終学歴】〇〇〇〇【職歴等】〇〇〇〇

28ページをお開きください。【氏名】永友定己、【生年月日】〇〇〇〇、【現住所】〇〇大字〇〇 〇〇番地、【最終学歴】〇〇〇〇【職歴等】〇〇〇〇

30ページをお開きください。【氏名】永友祥一、【生年月日】〇〇〇〇【現住所】〇〇大字〇〇 〇〇番地【最終学歴】〇〇〇〇【職歴等】〇〇〇〇

32ページをお開きください。【氏名】山口裕三、【生年月日】〇〇〇〇【現住所】〇〇大字〇〇 〇〇番地、【最終学歴】〇〇〇〇【職歴等】〇〇〇〇

34ページをお開きください。【氏名】松井正一郎、【生年月日】〇〇〇〇、【現住所】〇〇大字〇〇 〇〇番地、【最終学歴】〇〇〇〇【職歴等】〇〇〇〇

36ページをお開きください。【氏名】宮越美秋、【生年月日】〇〇〇〇【現住所】〇〇大字〇〇 〇〇番地、【最終学歴】〇〇〇〇【職歴等】〇〇〇〇

38ページをお開きください。【氏名】橋口卓史、【生年月日】〇〇〇〇【現住所】〇〇大字〇〇 〇〇番地、【最終学歴】〇〇〇〇【職歴等】〇〇〇〇

以上です。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、1件ずつ採決いたします。

それでは、第1号です。

本件につきましては農業委員会等に関する法律第31条第1項により自己に関する事項について、議事に参与することができませんので、木浦委員におかれましては、しばらくの間、退席をお願いいたします。

それでは、本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。木浦委員、席にお戻りください。

つづきまして、第2号です。

本件につきましても農業委員会等に関する法律第31条第1項により自己に関する事項について、議事に参与することができませんので、永友定己委員におかれましては、しばらくの間退席をお願いいたします。

それでは、本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。永友委員、席にお戻りください。

つづきまして、第3号です。

本件につきましても農業委員会等に関する法律第31条第1項により自己に関する事項について、議事に参与することができませんので、永友祥一委員におかれましては、しばらくの間退席をお願いいたします。

それでは、本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。永友委員、席にお戻りください。

つづきまして、第4号です。

それでは、本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

つづきまして、第5号です。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

つづきまして、第6号です。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

つづきまして、第7号です。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

[事務局]

すみません。15時から、農業後継者結婚相談連絡協議会の総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

[議長]

これをもちまして、平成29年第6回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうも、ごくろうさまでした。

(14時54分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 5 番

署名委員 7 番